

川崎市コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コンビニエンスストア等で市民生活上利用頻度の高い証明書等の交付を実施し、もって市民の利便性向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方公共団体情報システム機構 地方公共団体が共同して運営する組織として、地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づき設立された法人をいう。
- (2) 公的個人認証サービス 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく、行政手続やインターネットサイトにログインする際の本人確認の手段をいう。
- (3) コンビニ交付 公的個人認証サービスを利用したコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスをいう。
- (4) コンビニ事業者等 コンビニエンスストアを経営する事業者等をいう。
- (5) 複合機 コンビニ事業者等が設置した多目的に利用できる複写機をいう。
- (6) 利用者 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者で、個人番号カードの交付を受けている者をいう。

(協定書等)

第3条 川崎市は、第1条に掲げる目的を達成するため、地方公共団体情報システム機構とコンビニ交付に係る協定書及び委託契約書を締結するものとする。

(利用できる行政サービス)

第4条 利用者は、自ら複合機を使用して公的個人認証サービスで本人確認を行うことにより、次に掲げる行政サービスを受けることができる。ただし、第3号に規定する印鑑登録証明書の請求及びその交付にあつては川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第6条第1項の規定による登録を受けている登録者に限り、第4号に規定する戸籍の全部事項証明又は戸籍の個人事項証明の請求及びその交付並びに第5号に

規定する戸籍の附票の写しの請求及びその交付にあつては本市に本籍がある利用者に限る。

- (1) 利用者又は利用者と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しの請求及びその交付
 - (2) 利用者又は利用者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載をした事項に関する証明書の請求及びその交付
 - (3) 利用者に係る印鑑登録証明書の請求及びその交付
 - (4) 利用者の戸籍に係る戸籍の全部事項証明又は利用者若しくは利用者と同一の戸籍に記録されている者に係る戸籍の個人事項証明の請求及びその交付
 - (5) 利用者又は利用者と同一の戸籍に記録されている者に係る戸籍の附票の写しの請求及びその交付
 - (6) 利用者の交付請求をした日の属する年度分に係る市民税・県民税課税額証明書（当該年度分の市民税及び県民税の税額が確定するまでの間にあつては、利用者の当該年度分の前年度分に係るもの）の請求及びその交付
 - (7) 利用者の交付請求をした日の属する年度分に係る市民税・県民税非課税証明書（当該年度分の市民税及び県民税の税額が確定するまでの間にあつては、利用者の当該年度分の前年度分に係るもの）の請求及びその交付
 - (8) 利用者の交付請求をした日の属する年度分に係る市民税・県民税免除証明書（当該年度分の市民税及び県民税の税額が確定するまでの間にあつては、利用者の当該年度分の前年度分に係るもの）の請求及びその交付
- (利用できる場所)

第5条 利用者が前条に規定する行政サービスを受けることができる場所は、地方公共団体情報システム機構とコンビニ交付に係る委託契約を締結しているコンビニ事業者等のうち複合機が設置された店舗とする。

(利用できる時間帯)

第6条 利用者が第4条に規定する行政サービスを受けることができる時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに規定する行政サービスにあつては午前6時30分から午後11時までとする。

(2) 第4条第4号及び第5号に規定する行政サービスにあつては午前7時30分から午後7時までとする。

(休止日)

第7条 第4条に規定する行政サービスの休止日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休止日以外の日に休止することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、コンビニ交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。